

宇 子 第 526 号
令和 3 年(2021 年)10 月 15 日

宇部市監査委員 様

宇部市長 篠 崎 圭 二

定期監査の結果に基づく措置の通知について

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

別紙

報告 年度	監査対象の 部（委員 会）・課等	指摘を受けた事項	指摘に対する改善措置等
令和 3 年度	こども・若者 応援部 保育幼稚園 学童課	1 支出事務について (1) 継続費として議会の議決を経る時期が適切でないもの	<p>本件は、複数年の継続事業にも関わらず、予算編成時に継続費の計上を失念し、契約締結後に補正予算として継続費を追加計上したものです。</p> <p>発生の要因としては、職員の財務・契約事務に関する知識不足と、決裁に至る過程でチェック機能が十分に働かなかったことが考えられるため、課全体で問題点や正しい事務処理について再度共有するとともに、再発防止に向けた改善措置として、職員全員が事務の適正執行の意識を高めることを徹底しています。</p> <p>また、地方自治法で、会計年度独立の原則の例外として認められている継続費について、部内で確認を徹底するとともに、予算編成時に複数年の継続が見込まれる事業については、その事務手続きを漏らすことが無いよう、チェック体制を強化しています。</p>

		<p>2 契約検収事務について</p> <p>(1) 一連の契約手続等が適切でないもの</p> <p>ア iPad の購入</p>	<p>また、予算確定後は、事業に関する一連の情報の進捗状況を月1回の課内会議で確認を行うことで、適正な事務処理を行っています。</p> <p>本件は、競争入札の結果落札者がなく、再入札に付しても落札に至らなかったことから、入札執行時に最低価格を提示した業者と随意契約を締結し、その際、当該業者が提示した応札金額を契約金額としていたものです。</p> <p>発生の要因としては、職員の財務・契約事務に関する知識不足と、決裁に至る過程でチェック機能が十分に働かなかったことが考えられるため、不適切な事務処理について、課全体でその問題点や正しい事務処理について認識を共有するとともに、再発防止に向けた改善措置として、職員全員が法令遵守についての意識を高めることを徹底しています。</p>
--	--	---	--

		<p>2 契約検収事務について</p> <p>(1) 一連の契約手続等 イ 学童保育クラブ シャッター 取付工事</p>	<p>具体的には、入札不落における手順等を可視化しフロー図を活用するとともに、契約検収事務チェックリストと併用し複数人で手順及び契約内容等の確認を行い、適正に契約事務を行っています。</p> <p>本件は、令和元年度末に実施した工事について、支払い手続きが遅れて令和元年度の出納閉鎖に間に合わず、令和2年度の予算で支払い事務を行ったものです。</p> <p>発生の要因としては、事務の適正執行に対する意識不足と、ガバナンスが十分に機能しなかったことが考えられるため、課全体でその問題点や正しい事務処理について、認識を共有するとともに、再発防止に向けた改善措置として、職員全員が法令遵守についての意識を高めることを徹底しています。</p>
--	--	--	--

			<p>具体的な改善策としては、各事業の進捗状況等を月1回の課内会議で確認するとともに、契約検収事務チェックリストと併用し、契約締結における決裁の際に複数人で手順及び契約内容等の確認を行っています。</p> <p>また、年度末には各事業の進捗状況を確認し、出納閉鎖までの期間に支払いが完了するよう注意を払い適正に事務を執行します。</p>
--	--	--	--